

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ
役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ（以下「この法人」という。）定款第21条第3項の規定に基づき、この法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 この法人は、役員総数の3分の1以下の役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 報酬を支給する役員及びその役員に対する報酬額は、理事会において定める。ただし、報酬を支給する役員の数、その総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 報酬の支給方法等については、職員の就業規則、賃金規程等に準拠するものとする。
- 4 職員を兼務する理事の職員給与については、就業規則、賃金規程、労働契約書等に基づき、この規程に定める役員報酬とは別に、給与として支給する。

(役員費用弁償)

第3条 役員は、その職務を執行するために要した交通費その他の費用の弁償を求めることができる。

- 2 役員費用弁償については、理事会において、別に定める。

(細則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第5条 この規程は、総会の決議により改廃する。

附 則

この規程は、2024年6月23日から施行する。（2024年6月23日総会決議）

以上